

このような相談が寄せられています

## 養育費の取決め方

- 別居中ですが、養育費はもらえますか
- 未婚で子どもを出産しましたが、養育費を請求できますか
- 離婚するとき、養育費は要らないと言ってしまいましたが、これからでも請求できますか
- 養育費はどれだけもらえますか

## いつからいつまでもらえるのか

- 養育費はいつから払ってもらえますか
- 20歳を過ぎても大学を卒業するまではもらえますか

## 養育費が支払われないとき

- 相手の住所が分からないのですが
- 養育費が途中から支払われなくなったのですが

## 再婚したとき

- 私が再婚したら養育費はもらえないのですか
- 相手が再婚しても養育費はもらえますか

## 子どもとの面会交流

- 相手と子どもとの面会はどのように取り決めたらよいのですか
- 子どもが相手に会いたがらないのですが
- 相手に子どもを会わせなければ養育費はもらえないのですか
- 子どもと会うときはどのようなことに気をつけたらよいのですか

## 民法(766条)が改正されました。

父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。  
(民法766条1項 平成24年4月1日施行)

1人で悩まないで!!

まずは、下記へご相談ください

各地方自治体の母子家庭等就業・自立支援センターの相談員や、母子自立支援員が設置された相談機関(市区役所、福祉事務所等)又は、養育費相談支援センター

養育費相談支援センターは

月曜日から金曜日 午前10時から午後8時まで  
土曜日と祝日 午前10時から午後6時まで  
電話やメールによる相談を受け付けています。  
どうぞお気軽にご相談ください。

電話相談

**03-3980-4108**

(ご希望により当センターが電話を掛けなおしています。)

フリーダイヤル **0120-965-419**

(携帯電話は使えませんので上記の番号におかけください。)

メール相談

**info@youikuhi.or.jp**

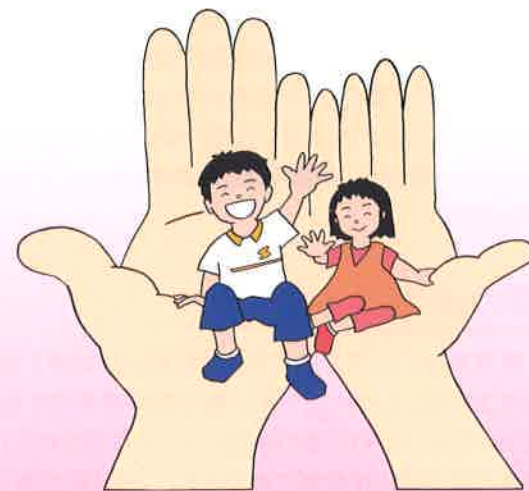
ホームページ

**http://www.youikuhi-soudan.jp/**

# 養育費・面会交流

— 離れて暮らす親と子の絆のために —

お子さんのために養育費をもらっていますか?  
お子さんのために養育費を送っていますか?  
お子さんは離れて暮らしている  
お父さんやお母さんと会っていますか?



## 養育費相談支援センター

公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)

厚生労働省委託事業

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 池袋KTビル10階

TEL 03(3980)4108 FAX 03(6411)0854

メールアドレス info@youikuhi.or.jp

## 養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)であるとされています。

### 取決めの方法

養育費は、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

### 金額の決め方

養育費は、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見ることができます。

### 金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したとき、再婚して扶養家族が増えた時など、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決めなおすことができます。

## 面会交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

### 面会交流の方法

面会交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける(連れて行く)方法、別居親が迎えに来る(訪問する)方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

### 取決めの方法

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、回数、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて誰が、どこで、どのようにするかについてもできるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、それができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

### 父母が心がけること

面会交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュールや生活リズムを尊重して、会い方や面会時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

## 子どもたちの声

子どもはかなり年齢が高くなっていても、なかなか上手に言葉にして自分の気持ちを伝えることができません。また、言葉にならない様々な気持ちを抱えています。だから、親は子どもの態度や行動をよく見守って、言葉にならない言葉を察してあげることが大切です。以下に紹介するのは、面会交流援助者や養育費相談員たちが、援助や相談活動の中で聞いた子どもたちの言葉です。



お母さんの作ったおにぎりはどうしておいしいの?  
(5歳・男)

(久しぶりに会ったお母さんにやさしい気を使っている男の子です。)



お父さん、ちゃんとお飯食べている?  
(小5・女)

(お母さんの前では言えなかったのですが、お父さんのことを心配していたことを伝えることができました。)



毎月1,2回はお母さんと食事しているから淋しくない。これからもずっと会いたい。  
(小4・男)



お父さんがずっと養育費を払ってくれているとお母さんから聞いて、見捨てられたのではないと思った。  
(中2・男)



父は養育費もきちんと払ってくれた。小さいころから会ってきたので母子家庭であることをあまり意識しなかった。離婚したけど今でも両親には感謝している。  
(18歳・女)

